

新しい生活様式での事業を検討中の事業者の皆さま

みよし市商工業活性化補助金に

感染症対策の環境整備事業

を追加します

補助金支給額

最大 **20** 万円 (同一年度 1 回限り)

※ 補助対象経費は改修費、工事費、備品購入費の 2/3 以内

補助対象

新型コロナウイルスを始めとする感染症対策の環境整備等を行った場合

(令和 2 年 4 月 1 日以降に整備を行った事業者も対象になります)

1. 飛沫防止対策 (客席を隔離する衝立、飛沫防止カーテン等)
2. 室内換気対策 (サーキュレータ、扇風機等)
3. 除菌・防菌対策 (低濃度オゾン発生器等)

※注 1 対象者はみよし商工会又はみよし市工業経済会に加入又は加入予定の者

※注 2 補助金は予算の範囲内において交付するものとします。

※注 3 マスク・消毒液などの消耗品は対象外となります。

事業完了期間 令和 3 年 3 月 3 1 日 (水) まで

補助金の申請については、みよし商工会 (0561-34-1234)

までお問い合わせください。

補助要件等詳細の問い合わせ先

みよし市役所 環境経済部 産業課 〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地

TEL (0561) 32-8015 FAX (0561) 34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp